

平成23年11月宮崎県定例県議会

文教警察企業常任委員会会議録

平成23年11月28日

場 所 第3委員会室

---

午前9時59分開会

---

会議に付託された議案等

○議案第35号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

---

出席委員（7人）

委員 長	河野 哲也
副委員 長	後藤 哲朗
委員	中野 一則
委員	横田 照夫
委員	外山 衛
委員	井上 紀代子
委員	有岡 浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

教育委員会

教育 長	渡辺 義人
教育 次 長 （総括）	亀田 博昭
教育 次 長 （教育政策担当）	飛田 洋
教育 次 長 （教育振興担当）	山本 真司
総務課 長	安田 宏士
教職員課 長	川島 達朗

---

事務局職員出席者

議事課主査 本田 成延

---

○河野委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

本日は、25日に付託を受けました議案第35号について審査を予定しております。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 ありがとうございます。

次に、人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

---

午前10時1分再開

○河野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○渡辺教育長 おはようございます。教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

表紙をお開きいただきまして、右側の1ページをごらんください。

今回、御審議をいただきます議案は、議案第35号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」であります。

内容につきましては、引き続き、教職員課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

**○川島教職員課長** 議案第35号につきましては、議案書では35ページから43ページまでに掲載しております。

内容につきましては、ただいまお開きの委員会資料で御説明いたします。

議案第35号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の「改正理由」についてであります。

ことしの人事委員会勧告におきましては、ことし4月の職員の給与が、民間の給与を0.29%上回っていると報告され、公民格差を解消するための給与改定が必要であると勧告されたところであります。

今回の改正は、この人事委員会勧告を踏まえまして、県が給与を負担しております市町村立学校職員の給与改定を行うため、市町村立学校職員の給与等に関する条例等について、所要の改正を行うものであります。

次に、2の「改正内容」についてであります。

まず、(1)の「給料表」につきましては、教育職給料表について、人事委員会勧告どおり改定し、おおむね40歳以上の中高齢層の職員が受ける号級に重点を置いた引き下げを行うものであります。具体的には、50歳代についてはマイナス0.5%程度、40歳代後半については、マイナス0.4%程度、そして、40歳代前半については、ゼロからマイナス0.3%程度の引き下げとなります。なお、教育職以外の市町村立学校職員の給料表につきましては、「職員の給与に関する条例」に規定する給料表によっておりますので、そちらで改定されることとなります。

次に、(2)の「給与構造改革に伴う経過措置額の引き下げ」についてであります。平成18年4月の給与構造改革において、平均でマイナス4.8%の給料表の引き下げが行われたことに伴いまして、平成17年度末の給料月額を保障する経過措置が設けられたところではありますが、この経過措置額につきましても、公民格差の対象となっており、0.49%の引き下げとなります。

次に、(3)の調整措置についてであります。公民格差に基づく今回の給与改定を、人事委員会勧告どおり12月から実施するに当たりまして、本年4月から11月末日までの期間にかかる公民格差相当分につきましても、これを解消するため、12月期の期末手当におきまして所要の調整措置を実施するものであります。

最後に、3の「施行期日」につきましては、平成23年12月1日としております。

なお、県立学校職員並びに教育委員会事務局職員の給与改定につきましては、職員の給与に関する条例の適用となりますので、そちらで改定されることとなります。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**○河野委員長** 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

**○有岡委員** お尋ねいたします。人勧に伴う減額ということで、内容としましては理解しているんですが、こういった40歳代前半から50代ということで、こういった人数でしょうか、どれぐらいの対象者に対して減額が行われ、そして、減額される総額としては、どれぐらいが見込まれているのか、数字的なものを教えていただけますか。

**○川島教職員課長** お答えいたします。今回、市町村立学校職員の給与改定条例ということで

ございまして、対象となります市町村立学校職員全体で、職員数は6,599名となっております。このうち、減額改定の対象職員は4,245名、構成比率で約64%の職員が引き下げ対象となっております。この市町村立学校職員のみ予算の総額と申しますか、その減額としましては、約1億2,000万円の減額となっております。以上でございます。

○河野委員長 よろしいでしょうか。

以上をもって終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

---

午前10時10分再開

○河野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。引き続き採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、議案の採決を行います。

議案第35号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてありますが、委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、委員長報告につきま

しては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午前10時11分閉会